



文化財愛護シンボルマーク

文化財所有者のための 防災対策マニュアル

岡山県教育庁文化財課

目 次

I	はじめに	1
II	岡山県内の災害と文化財被害	2
III	平常時の予防策と対応策	4
	1 建造物	
	2 建造物以外の有形文化財	
IV	災害発生直後の対応	18
	1 災害の警報がでたとき	
	2 安全の確保	
	3 被害状況の記録と報告	
	4 被災文化財の保全	
	5 復旧に向けて	
【参考資料編】		
参考資料 1	水で濡れた文化財（建造物以外の有形文化財）の種類別の応急措置	23
参考資料 2	文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引（抄録） 〈文化庁文化財保護部発行〉	27
参考資料 3 - 1	文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト 〈文化庁文化財部参事官（建造物担当）作成〉	39
参考資料 3 - 2	美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト 〈文化庁文化財部美術学芸課作成〉	47
参考資料 4 - 1	文化財被害状況報告票（建造物）	55
参考資料 4 - 2	文化財被害状況報告票（建造物以外の有形文化財）	57

I はじめに

このマニュアルは、岡山県内に所在する文化財の防災に関する事項のうち、「平常時の予防策と対応策」及び「災害発生直後の対応」について、日ごろ留意すべき事項や実際に災害が発生したとき取るべき一般的な対応を記しています。災害による被害を最小限に留める良策は、日ごろからの備えです。このマニュアルを利用して、所有・管理する文化財の置かれている環境等を見直していただければと思います。

なお、日本の文化財は、多様な素材から成り立っており、その素材によって取るべき対応策も大きく異なります。所有されている文化財の素材の特性やその保存方法について、日ごろから熟知しておくことも大切です。次に、文化財の保存等について記した基本的な文献をあげておきます。あわせてお読みいただければと思います。

- 『文化財のための保存科学入門』（京都造形芸術大学編，角川書店，平成14年）
- 『文化財科学の事典』（馬淵久夫ほか編集，朝倉書店，2003年）
- 『文化財の保存環境』（東京文化財研究所編，中央公論美術出版，2011年）



岡山市・金山寺本堂焼失現場
(平成24年12月24日出火)



平成16年台風23号による被害
(真庭市・木山神社本殿)

Ⅱ 岡山県内の災害と文化財被害

災害が少ないと言われる岡山県ですが、実際はどうでしょうか。平成19年度から23年度の災害による指定文化財の主な被害は、次のとおりです。

指定区分	名 称	市町村	発生日月	原因	被害概要
国・史跡	岡山藩主池田家墓所	備前市	平成19年7月	台風4号	石垣の一部崩壊
国・重要文化財	餘慶寺本堂	瀬戸内市	平成19年7月	台風4号	瓦破損
国・重要文化財	旧矢掛本陣石井家住宅	矢掛町	平成19年7月	台風4号	壁剥落
県・天然記念物	阿哲台（井倉洞）	新見市	平成21年6月	豪雨	落石
国・名勝	奥津溪	鏡野町	平成21年7月	豪雨	法面崩落
県・天然記念物	大野の整合	鏡野町	平成21年7月	豪雨	法面崩落
県・天然記念物	横川のムクノキ	美作市	平成21年7月	竜巻	枝落下
国・史跡	鬼城山	総社市	平成21年8月	豪雨	土塁崩落
県・重要文化財	徳守神社社殿	津山市	平成22年7月	豪雨	倒木による屋根破損
国・重要文化財	旧矢掛脇本陣高草家住宅	矢掛町	平成22年7月	豪雨	壁剥落
国・史跡	備中松山城跡	高梁市	平成22年7月	豪雨	石垣崩落
県・史跡	岩屋城跡	津山市	平成22年8月	豪雨	法面崩落
国・天然記念物	大賀の押被	高梁市	平成23年5月	豪雨	地滑り
国・重要文化財	岡山県立津山高等学校本館	津山市	平成23年5月	台風2号	屋根金物破損
国・天然記念物	菩提寺のイチヨウ	奈義町	平成23年5月	台風2号	枝落下
国・重要文化財	総社本殿	津山市	平成23年5月	台風2号	瓦破損
国・天然記念物	オオサンショウウオ生息地	真庭市	平成23年5月	豪雨	道路擁壁破損
国・天然記念物	オオサンショウウオ生息地	真庭市	平成23年8月	豪雨	道路路肩崩落
国・史跡	寒風古窯跡群	瀬戸内市	平成23年9月	台風12号	土砂崩落
国・重要文化財	旧犬養家住宅	岡山市	平成23年9月	台風12号	屋根妻側漆喰剥落
国・重要文化財	旧矢掛本陣石井家住宅	矢掛町	平成23年9月	台風12号	壁剥落
国・史跡	備中松山城跡	高梁市	平成23年9月	台風12号	石垣崩落
県・天然記念物	阿哲台（井倉洞）	新見市	平成23年9月	台風12号	岩盤等崩落
県・史跡	新熊野山	倉敷市	平成23年9月	台風12号	土砂崩落
国・天然記念物	オオサンショウウオ生息地	真庭市	平成23年9月	台風12号	護岸崩壊等
県・史跡	野崎家旧宅	倉敷市	平成23年9月	台風15号	法面崩落
国・史跡	寒風古窯跡群	瀬戸内市	平成23年9月	台風15号	法面崩落

近年は毎年のように、集中豪雨や台風が原因となって、指定文化財の被害が発生しています。

地震に関して、100～150年周期で発生している東南海・南海地震は今世紀前半に高い確率で発生

すると言われ、建造物等の倒壊、津波や高潮による浸水、液状化による地盤沈下などが懸念されます。東日本大震災を経て、平成24年8月に公表された被害想定によると、岡山県下での死者最大約1,200人、倒壊・焼失建物最大34,000棟が予想されています。東南海・南海地震による被害想定、震度予想、津波の高さや浸水域、液状化の危険度などは、岡山県のホームページにある危機管理課のページで公表されていますので、居住地域の状況等について確認してみてください。

なお、最近の南海地震は、昭和21年12月21日午前4時19分に発生し、和歌山県潮岬沖を震源として、マグニチュード8.0でした。岡山で震度5、西大寺で震度6程度だったとされています。岡山測候所の記録には、「地震のおこる前大体南東方向に大砲の音のごとき地鳴りを聞き間もなく割合に緩やかな南北の水平動がおこり次第にその強度を増し約5分間に亘り激動す。」とあります。この地震による被害は、死者52人、負傷者162人、全壊1,201戸、半壊2,707戸で、児島湾及び児島湖北岸や高梁川下流などで大規模な地盤沈下に見舞われています（岡山県備前県民局編『岡山県南部における南海地震の記録』）。

また火災について、平成19年度から23年度の過去5年間の被害状況は、下表のとおりです。近年の火災発生場所は史跡のみでしたが、平成24年12月24日に国の重要文化財である金山寺本堂が全焼し、内部に安置されていた県指定重要文化財木造阿弥陀如来坐像も焼失したと推定される火災が発生しました。火災も他の災害と同様に、先人たちが守り伝えてきた文化財、そして先人たちの努力と思いも一瞬にして失ってしまいます。

指定区分	名称	市町村	発生日年月日	被害概要
国・史跡	神宮寺山古墳	岡山市	平成20年4月3日	立木・倒木の一部焼失
県・史跡	日上天王山古墳・ 日上畝山古墳群	津山市	平成21年4月23日	指定地内約1,200㎡焼失
国・史跡	造山古墳	岡山市	平成23年2月27日	第3号墳の墳丘の雑草等約100㎡ 焼失

災害は必ず発生します。そのことを忘れず、日ごろから正しい防災知識を身につけ、地震、風水害や火災などの様々な災害に対する備えをしておくことが大切です。事前にしっかりとした対策を講じておくことが、被害の減少に直結します。また、今まで大丈夫だったと油断することなく、注意・点検を怠らないことが大事です。

Ⅲ 平常時の予防策と対応策

文化財の防災について、平常時の取るべき予防策と対応策の例について記載しています。参考資料3-1, 3-2のチェックリストなどを利用して課題を確認し、課題への具体的な対応策として参考にしてください。

1 建造物

(1) 建造物の特性

① 建造物固有の特性について

◎ 屋根材料が可燃性の場合

【予防策】

- 屋根の火災を警戒するような感知器等を設置し、火災の早期発見に努める。
- 風の強い日などは、近隣での火気の使用には十分気をつける。

【対応策】

- 屋根に火が燃え移った場合には、火災の拡大を防ぐために放水銃等の防火設備が有効である。特に大規模な建造物では、棟にドレンチャーヘッドを取付け、建造物全体を水幕で包み込む装置も効果的な防火設備である。
- 近隣で火災が起こった場合は、飛び火による着火を防ぐため、直ちに放水する。

◎ 構造が木造（可燃材）の場合

【予防策】

- 自動火災報知設備を設置する。いざというとき設備が確実に作動するよう定期的に点検しておくとともに、警報を確実に速やかに伝達できる連絡体制を整える。
- 漏電による火災の発生を防止するため、古い電気配線を点検し、設備を改修するとともに、必要に応じて漏電火災警報設備を設置する。
- 特に外壁が木造の場合は、類焼や放火にも配慮して、建造物の周囲や縁まわり・床下に燃えやすいものを置かないよう点検する。放火される危険性の高い縁まわりや床下を対象とする自動火災報知設備を可能な限り設置することが望まれる。
- 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）を設置する。いざというときに使えるように、錆や損傷などの異常の有無を点検しておく。
- 日ごろの訓練等を通じて、消火器又は消火器具の正しい使い方を理解しておく。設置する場所は、誰もが見つけやすい所とし、湿気の多い所や日の当たる所を避け、転倒しないようにしておく。
- 失火した場合に確実に消火できるよう、消火栓設備を備えておく。
- 屋外又は屋内消火栓設備を整備し、被害拡大防止に備える。

【対応策】

- 消火器又は消火器具を利用して初期消火に努める。消火器及び消火器具を備えるのは基本的なことだが、失火したとき確実に消火できるように、消火栓設備が必要である。一人でも操作が可能な消火栓設備は、初期消火に効果的な設備である。
- 大規模な木造建造物の場合は、消防隊が到着するまでの消火活動に使えるように、屋外又は屋内消火栓設備を整備し、被害拡大防止にも努める。

②敷地について

- 建造物の周囲に十分な空き地がないために、消火活動等が困難な場合

【予防策】

- 消防車両の停止位置から敷地までの間について、障害物の有無を確認しておく。もし障害物が置かれている場合は、地域の防災上も支障をきたすため、その所有者等の理解を図り、消火活動等の障害にならないように移動してもらうなどの協力を得る。
- 隣接家屋が近くにある場合は、延焼を防ぐため、防火壁の設置や火除地の設定などが効果的な対策である。
- 建造物の周囲や縁まわり・床下等燃えやすいものを置かないようにする。さらに、放火される危険性の高い縁まわりや床下、あるいは死角となる場所を警戒対象とするような自動火災報知設備の設置が望まれる。

③建造物の立地について

- 木造建造物が密集した地域にある場合

【予防策】

- 自動火災報知設備が確実に作動するよう、定期的に点検するとともに、火災発生を知らせる受信器の信号を確実に受けられるようにしておく。音響設備などにより、早く周囲に知らせるような対策も効果的である。
- 地域と連携して、文化財だけではなく周辺市街地も含めて地域全体として巡視や監視体制を強化し、火災を発生させないようにしておくことが重要である。
- 火災時に消防車等が確実に火災発生場所に近づけるように、消防用の進入道路を確保しておくことも重要である。通行の妨げにならないように、消防用の進入道路には違法駐車や障害物がないよう、自治会で申し合わせ、近隣住民の協力を得られるようにする。
- 建造物が密集している場合には、延焼を防止するための防火壁や火除地などを関係機関との協力のもとに整備することも重要である。



消防用通路確保の例

○大規模な市街地火災を想定して、敷地に余裕があれば、関係機関との協力のもとに耐震性を確保した専用の防火水槽を整備しておくことが重要である。

【対応策】

○火災初期の段階では、所有者や近隣住民等で初期消火ができるように消火器及び消火器具を備えるとともに、一人でも操作可能な易操作性の消火栓設備を備えておくことが効果的である。

○周囲からの類焼による被害を防ぐため、放水銃やドレンチャー設備を整備することや、敷地に余裕があれば空地等を確保しておくことも効果的な防火対策である。

○大規模な市街地火災時には、消防力が低下する可能性がある。敷地に余裕があれば、関係機関との協力のもとに耐震性を確保した専用の防火水槽を整備し、小型の動力消防ポンプ設備を備えておくことは効果的な対策である。

◎山間部や島嶼などに位置している場合

【予防策】

○管理の実態（昼夜で管理体制が異なる場合など）に応じて、通報体制、初期消火体制を確認しておく。また、消火活動を始めるまでに時間を要することが想定される場合は、モニターを設置し、遠隔で操作できるようにしておくことも効果的である。

○放火や類焼を防ぐために、建造物の周囲に可燃物を放置しないことは重要である。

○巡視や監視などを確実に履行し、必要に応じて防犯設備等を設置するなどして、死角となる部分を少なくしておく。

○落雷の被害を受けた、あるいは周辺で落雷被害が多いとされる地域にあっては、避雷設備を設置することが被害を少なくするために有効である。



避雷設備の例

【対応策】

○初期消火体制が十分でない場合は、設備を自動化するなどの対策も効果的である。

○公設の消防隊の到着が遅れる場合を想定して、実況に応じて専用の防火水槽を整備しておくとともに、動力消防ポンプを整備しておくことも効果的である。

○定期的に訓練を実施し、いざというときに使えるように操作にも慣れておく。また、こうした訓練は、設備の作動状況のチェックにもなるので、重要な取組である。

◎木造の覆屋等、他の建造物の内部に収められている場合

【予防策】

○内部から火災が発生した場合は、被害の拡大が予想される。内部に収められている文化財の

火災の発見が遅れることなく確実に早期発見できるように、自動火災報知設備を整備しておく。

【対応策】

- 出火場所が特定できるように、警戒区域を定めておくことが重要である。
- 内部からの出火に備えて、覆屋にスプリンクラー設備を設置することも効果的な対策の一つである。

(2) 活用の状況

- ①活用する人の属性について
- ◎不特定の人、あるいは多数の人が利用する場合

【予防策】

- 実際の利用者の属性や人数に応じた避難計画を策定しておくことが重要である。

②火気の使用について

- ◎宗教行事等で裸火を使用する場合

【予防策】

- 火気を使用した後は、後始末を完全に行う。大がかりに火気を使用する場合は、あらかじめ消防署、警察署の指導・協力を得ながら防火対策を策定し、必要に応じて、消防、警察関係に警備を依頼する。
- 火気を使用する部屋では、誤作動が起きないように定温式の自動火災報知設備を設置する(自動火災報知設備の電源を切ることがないようにする)。

【対応策】

- 近くに備えている消火器具等を用い、初期消火に努める。

(3) 管理の体制

- ①通常の管理体制について
- ◎管理者が不在、あるいは少人数である場合

【予防策】

- 管理の実態を見直し、空白となる時間等を明らかにして、その間は防犯・防火設備等で補完するなどして対策を強化しておく。
- 火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等を自動化して補完することも手段の一つである。
- 自動火災報知設備については、警備会社や消防署などへも通報できるタイプを設置することも有効な対策である。
- 周辺地域と協力して、地域の消防力を高め、災害を発生させないように努める。

【対応策】

- 災害発生時に直近にいる人々を中心とした初動体制をとるように、防災対策を検討しておくことが重要である。特に火災時には、地域住民の共助体制のなかで活用できるような屋外消火栓設備が効果的な防火設備である。

◎昼間と夜間など、管理体制が異なる場合

【予防策】

- 管理の実態を見直し、空白となる時間等を明らかにして、防犯・防火設備等で補完するなど、適宜、対策を強化する。
- 火災時の初動体制をとることが困難な場合は、設備等を自動化して補完することも手段の一つである。
- 同時に、周辺地区全体として地域の防災力を高め、災害を発生させないように努める。
- 防災訓練は、近隣住民の協力も得ながら、様々な状況を想定して（無人の時の災害、地震時による火災、放火等）定期的に行う。

(4) 防火対策について

【対応策】

- 万一、火災が発生した場合は、参観者・職員等の避難、消防署への連絡、初期消火を行う。
- 消火器を使用する場合、消火剤によっては文化財にダメージを与えることがあるので、文化財への使用は最小限に留めることが望ましい（使用する場合は粉末消火剤の方が良い）。
- 日ごろから防火体制の整備や消防訓練などを確実にを行うことにより、火災が発生した場合、被害を最小限に留めることができる。

①文化財周辺での火気の使用について

【予防策】

- 文化財周辺での火気の使用は、原則禁止にする。
- 職員・参観者などが見やすい場所に、火気使用禁止などの標識を設置する。
- やむを得ず火気を使用する場合は、常時火気を監視できる体制を整え、無人の状態にならないようにするとともに、文化財や周辺の物品等に燃え移らないよう火気との距離を十分とるなどの対応が必要である。また、使用後は水などにより確実に消火し、消火の確認をする。
- 社寺の場合、特に警戒するものに、灯明・ろうそく・線香がある。火が倒れない構造とし、下には耐火性の石等を敷く。



火気厳禁の標識の例

周囲に燃え移るおそれや、可燃物が落ちてくるおそれのない場所で使用する。特に風で斗帳が触れぬようにする。

○宗教行事または信仰のため火気が必要となる場合は、あらかじめ防火の措置を講じてから行う。

○消火した物は、消火後も燃え移らない場所に移動する。

②防火機器・設備について

【予防策】

○設置されている機器・設備が常時作動する状態にあるか確認する。

○必要に応じて防火機器・設備の増設等を検討する。

○防火機器・設備は、建造物の大きさ、状況などにより最適な組み合わせがあるため、機器等の設置の際は、事前に所管消防機関、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と相談する。

〈防火機器等の例〉（すべてを設置する必要はない）

1) 警報設備

・非常ベル、自動式サイレン、火災報知器など
参観者、職員等へ火災の発生を知らせる設備。

・自動火災報知器など

火災の発生を参観者、職員等へ知らせる設備。複数箇所に順次通報可能なものや、直接所管消防署にも通報できるものもあるが、設置に当たっては、所管消防機関等との十分な協議が必要である。

2) 予防設備

・防火扉など

棟続きの建物への延焼を防ぐ設備で、同様のものとしては、防火シャッターがある。ほかに、延焼を防ぐために防火塀、防火帯がある。

・漏電火災警報器

配線の入り口付近に設置し、漏電があると警報を発して、自動的に回路が遮断される設備。

・避雷装置

避雷針などで構成される装置で、落雷の多い地域などでは落雷による火災などを防ぐために必要な装置。

3) 消火設備

・消火器

消火器には、その火災の対象に適した、一般可燃物用A、油火災用B、電気火災用Cがある。一般可燃物用としては、ABC粉末消火器が一般的だが、このほかにも消火

目的に応じた消火器がある。消火器を設置する際は、文化財の特性や文化財周辺の環境等を踏まえ、適切な消火器を設置することが望ましい。また、消火器の有効期限を把握し、期限を過ぎた消火器は更新する。

※粉末消火器を使用した場合は、使用後の粉末を清掃すること。放置しておくと、その後の修理等に支障がでる場合がある。



ABC粉末消火器の例

・消火栓

消火栓には、初期消火用に建造物の廊下や縁側等に設ける屋内消火栓と、消防自動車や自衛消防隊の水利として有効な空き地等に設ける屋外消火栓がある。

・放水銃

放水銃は屋外消火栓に銃型の筒先を付けたもので、放水の方向も自由に変えられ、ホースを取り付ける必要がなく、一人で操作が可能である。ただし、固定式のため障害物がある場合は使用ができなくなるので、設置場所については十分に検討する必要がある。



放水銃の例

・ドレンチャー

ドレンチャーは建造物周辺に水幕を作って建造物への延焼を防ぐ装置である。屋根、軒先等に設置するものと建造物周辺の地上から水幕を吹き上げて建造物を包んでしまうものがある。檜皮、こけら、茅等の燃えやすいもので葺かれた屋根などへの飛び火を防ぐために有効である。

・動力消防ポンプ

動力消防ポンプ設備は、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ、手引きガソリンポンプ等があるが、文化財の初期消火用としては可搬式動力ポンプが適当である。ただし、操作にはある程度の熟練を必要とするので、日ごろの訓練が必要である。



可搬式動力ポンプの例

・貯水槽、防火井戸、取水桝等

消火のために必要な消防用水については、近隣に川・池などが無い場合は、上記施設の設置が望まれる。

③防火組織体制の整備について

【予防策】

○防火知識を習得するために、防火に関する講習会等に積極的に参加する。

- 無人の社寺等の場合は、地元住民、自治会等で構成される防火管理体制を組織するなど、早急に管理体制を検討することが必要である。
- 万一、火災が発生した場合は、人命救助を第一とした消火が最優先されるが、文化財についても最小限の被害に留めるために、文化財周辺の消火はどのような方法が良いのか、文化財を避難させるためにどのような方法で搬出するのが良いのか、検討しておくことが有効である。(これについては、所管消防機関、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と十分相談することが望まれる。)

④定期的な巡回、監視、消防訓練について

【予防策】

- 巡回、監視については、防火機器・設備の動作確認、火気を使用している場所の使用及び管理状況などを確認するとともに、放火の原因となるゴミなどの燃えやすい物が文化財及び文化財の収蔵施設の周辺に放置されていないかなども確認する。
- 特に、築年数の古い建造物、古い設備については、各箇所の老朽化などが予想されるので、確認が必要である。特に電気関係設備は、設備の老朽化による漏電等のおそれがあるので、注意が必要である。
- 文化財周辺、文化財が保管されている建造物、敷地全体について、巡回、監視を行うとともに、職員等による消火訓練を定期的に行うことが有効である。



消火訓練（備前市・旧閑谷学校）

(5) 防火機器・設備の管理

◎防火設備の点検について

- 定められている点検（法定点検）に加え、落雷後なども作動しているか確認しておく。
- 消火栓設備については、漏水などしていないか管路を確認しておく。特に設置してから30年以上経過している場合は、一度、詳細な検査をすることが望ましい。

(6) 建造物内部の収蔵物

◎重要文化財等の美術工芸品を収蔵している場合

- 収められている美術工芸品の特性（搬出し易さ、脆弱性、規模等）に配慮して防災対策を講じておく。特に、内部にスプリンクラー等を設置する場合は、美術工芸品への影響を配慮し、慎重に検討する。

(7) 耐震対策

①重要文化財建造物等の耐震対策

- 『重要文化財（建造物）耐震診断指針』（平成13年3月文化庁文化財部）に基づき実施する。
- 耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震性能の向上を図るための対策を実施する。
- 定期的な修理など、平常時のメンテナンスが被害減少に直結するので、日常の点検とともに、修理履歴の整備なども重要である。気になることを発見した場合は、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と相談する。

②県指定重要文化財建造物等の耐震対策

※①に準拠するものとする。

(8) 風水害対策

- 建造物周辺の地盤、法面、石垣、擁壁等について、地割れ、石垣のふくらみ等の異変がないか確認する。異変がある場合には、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と相談し、対策を講じる。
- 建造物周辺の排水施設について、適切に排水されているかどうか確認する。排水溝などつまり等がある場合は、早期に改善する。
- 建造物周辺の樹木について、倒木や落枝が建造物の保存に影響をおよぼすおそれがある場合は、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と相談し、樹木の伐採、枝打ち、支持材設置等の対策を実施する。
- 屋根材の破損やずれ等がないか確認し、異常がある場合は、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と相談し、対策を講じる。

2 建造物以外の有形文化財

(1) 保管場所について

①耐火性の建造物（収蔵庫など）に保管されている場合

【予防策】

- 収蔵庫など耐火性建造物の本来の機能を発揮させるために、建造物内部及び建造物周辺の定期的な点検、防災機器・設備の管理等を行う。



耐火性収蔵庫の例

②非耐火性の建造物（堂塔、社殿など）に保管されている場合

【予防策】

- 堂塔、社殿等の非耐火性の建造物は、防災への対応が十分でない場合があり、当該建造物の周辺環境、参観者、社寺の年中行事など様々な状況に応じた対策を検討する必要がある。

○また、夜間に無人状態となる建造物の巡回などの対策も必要である。

③屋外に設置されている場合

【予防策】

- 周辺建造物等に火災が生じた場合の対応を検討する。
- また、破損や落書きなど、防犯に関する対応も検討する必要がある。

④博物館施設に寄託されている場合

【予防策】

- 博物館施設は、防災体制がとられている。
- 博物館施設以外に寄託されている場合は、保存状況の確認を行う。

⑤その他（文化財台帳等の作成について）

【予防策】

- 火災などにより文化財がき損した場合、修復の際の資料となるため、あらかじめ文化財の数、大きさ、特徴、保存状態、写真などを文化財台帳として記録・保管する。なお、文化財台帳は、盗難等の被害を受けた場合にも、迅速な手配が可能となる。

(2) 防火対策について

【対応策】

- 万一、火災が発生した場合は、参観者・職員等の避難、消防署への連絡、初期消火を行う。
- 消火器を使用する場合、消火剤によっては文化財にダメージを与えることがあるので、文化財への使用は最小限に留めることが望ましい（使用する場合は粉末消火剤の方が良い）。
- 火災の状況によって、文化財の避難を行う必要がある。
- 日ごろから防火体制の整備や消防訓練などを確実にを行うことにより、火災が発生した場合、被害を最小限に留めることができる。

①文化財周辺での火気の使用について

【予防策】

- 文化財周辺での火気の使用は、原則禁止にする。
- 職員・参観者などが見やすい場所に、火気使用禁止などの標識を設置する。
- やむを得ず火気を使用する場合は、常時火気を監視できる体制を整え、無人の状態にならないようにするとともに、文化財や周辺の物品等に燃え移らないよう火気との距離を十分とるなどの対応が必要である。また、使用後は確実に消火し、消火の確認をする。
- 美術工芸品の所有者が社寺の場合、火の元で特に警戒するものに、灯明・ろうそく・線香が

ある。火が倒れない構造とし、下には耐火性の石等を敷く。周囲に燃え移るおそれや、可燃物が落ちてくるおそれのない場所で使用する。特に風で斗帳が触れぬようにする。

○宗教行事または信仰のため火気が必要となる場合は、あらかじめ防火の措置を講じてから行う。

○消火した物は、消火後も燃え移らない場所に移動する。

②防火機器・設備について

【予防策】

○設置されている機器・設備が常時作動する状態にあるか確認する。

○必要に応じて防火機器・設備の増設等を検討する。

○防火機器・設備は、文化財が保管される建造物の大きさ、状況などにより最適な設備の組み合わせがあるため、機器等の設置の際は、事前に所管消防機関、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と相談する。

〈防火機器等の例〉（すべてを設置する必要はない）

1) 警報設備

・非常ベル，自動式サイレン，火災報知器など
参観者，職員等へ火災の発生を知らせる設備。

・自動火災報知器など

火災の発生を参観者，職員等へ知らせる設備。複数箇所に順次通報可能なものや，直接所管消防署にも通報できるものもあるが，設置に当たっては，所管消防機関等との十分な協議が必要である。

2) 予防設備

・防火扉など

棟続きの建物への延焼を防ぐ設備で，同様のものとしては，防火シャッターがある。ほかに，延焼を防ぐために防火塀，防火帯がある。

・漏電火災警報器

配線の入り口付近に設置し，漏電があると警報を発して，自動的に回路が遮断される設備。

・避雷装置

避雷針などで構成される装置で，落雷の多い地域などでは落雷による火災などを防ぐために必要な装置。

3) 消火設備

・消火器

消火器には，その火災の対象に適した，一般可燃物用A，油火災用B，電気火災用Cがある。一般可燃物用としては，ABC粉末消火器が一般的だが，このほかにも消火

目的に応じた消火器がある。消火器を設置する際は、文化財の特性や文化財周辺の環境等を踏まえ、適切な消火器を設置することが望ましい。また、消火器の有効期限を把握し、期限を過ぎた消火器は更新する。

※粉末消火器を使用した場合は、使用後の粉末を清掃すること。放置しておく、その後の修理等に支障がでる場合がある。

・消火栓

消火栓には、初期消火用に建造物の廊下や縁側等に設ける屋内消火栓と、消防自動車や自衛消防隊の水利として有効な空き地等に設ける屋外消火栓がある。



屋外消火栓の例

・放水銃

放水銃は屋外消火栓に銃型の筒先を付けたもので、放水の方向も自由に変えられ、ホースを取り付ける必要がなく、一人で操作が可能である。ただし、固定式のため障害物がある場合は使用ができなくなるので、設置場所については十分に検討する必要がある。



自動放水銃

・ドレンチャー

ドレンチャーは建造物周辺に水幕を作って建造物への延焼を防ぐ装置である。屋根、軒先等に設置するものと建造物周辺の地上から水幕を吹き上げて建造物を包んでしまうものがある。檜皮、こけら、茅等の燃えやすいもので葺かれた屋根などへの飛び火を防ぐために有効である。

・動力消防ポンプ

動力消防ポンプ設備は、消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ、手引きガソリンポンプ等があるが、文化財の初期消火用としては可搬式動力ポンプが適当である。ただし、操作にはある程度の熟練を必要とするので、日ごろの訓練が必要である。

・貯水槽、防火井戸、取水桝等

消火のために必要な消防用水については、近隣に川・池などが無い場合は、上記施設の設置が望まれる。

③防火組織体制の整備について

【予防策】

- 防火知識を習得するために、防火に関する講習会等に積極的に参加する。
- 無人の社寺等に文化財が保管されている場合は、地元住民、自治会等で構成される防火管理体制を組織するなど、早急に管理体制を検討することが必要である。

○万一、火災が発生した場合は、人命救助を第一とした消火が最優先されるが、文化財についても最小限の被害に留めるために、文化財周辺の消火はどのような方法が良いのか、文化財を避難させるためにどのような方法で搬出するのが良いのか、検討しておくことが有効である。(これについては、所管消防機関、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と十分相談することが望まれる。)

④定期的な巡回、監視、消防訓練について

【予防策】

- 巡回、監視については、防火機器・設備の動作確認、火気を使用している場所の使用及び管理状況などを確認するとともに、放火の原因となるゴミなどの燃えやすい物が文化財及び文化財の収蔵施設の周辺に放置されていないかなども確認する。
- 特に、築年数の古い建造物、古い設備については、各箇所の老朽化などが予想されるので、確認が必要である。特に電気関係設備は、設備の老朽化による漏電等のおそれがあるので、注意が必要である。
- 文化財周辺、文化財が保管されている建造物、敷地全体について、巡回、監視を行うとともに、職員等による消火訓練を定期的に行うことが有効である。

(3) 耐震対策

- 『文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き』（参考資料2に抄録）を参考に、対策をとることが望まれる。
- 特に、展示物の転倒、落下による人命への被害が発生しないよう、日ごろからの備えが必要である。

【予防策】

- 木製の保存箱に収納して保管する。特に破損しやすい陶磁器・ガラス製品等は、保存箱に緩衝材（エアキャップ、プチプチなど）で包んで収納する。
- 収納場所は、落下による破損を防ぐため、できる限り低い場所にする。ただし、収納箱周辺に転倒あるいは落下しそうな家具等がないようにするか、転倒・落下防止の対策をとり、収納箱への被害がないようにする。



エアキャップ

- やむを得ず、文化財の落下被害が起こりそうな場所に収納する場合は、飛び出しや落下の防止対策を講じる。

※さらし等での固定や、棚の前に野球用ネットを張るのも安価で有効である。

- 収納棚を設置する場合は、奥行きのある木製の棚が望ましい。この場合にも、棚の移動・転

倒防止策を講じる。

- 堂塔・社殿に安置されている仏像・神像等，礼拝の対象で嚴重な保護対策を講じることが困難なものについては，専門家と協議して，支持具を設けることや立像の足柄等^{ほど}を検討し，転倒防止の対策を講じることが望ましい。

災害に備えて事前に準備しておきたい物品

- | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消火器 | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ブルーシート |
| <input type="checkbox"/> 土嚢 | <input type="checkbox"/> バケツ | <input type="checkbox"/> ロープ |
| <input type="checkbox"/> カラーコーン | <input type="checkbox"/> のこぎり | <input type="checkbox"/> ヘルメット |
| <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> バール | <input type="checkbox"/> スコップ |
| <input type="checkbox"/> デジタルカメラ | <input type="checkbox"/> ビデオカメラ | <input type="checkbox"/> ワックス紙 |
| <input type="checkbox"/> フリーザー紙 | <input type="checkbox"/> キッチンタオル | <input type="checkbox"/> 綿タオル |
| <input type="checkbox"/> フリーザーパック | <input type="checkbox"/> さらし | |

Ⅳ 災害発生直後の対応

1 災害の警報がでたとき

- 人命を最優先に対応する。
- 安全を確認した後、最も優先度の高いものから順に避難させる。
- 物を窓際から離す。地下室・階下から、浸水の恐れのない場所へ移す。
 - 洪水：上の階に移動させる。
 - 台風：屋根のすぐ下を避ける。
- 屋外にある物は室内に移動するか、固定する。

2 安全の確保

- 自分自身の安全を確保した上で、以下の対応を行う。
- たるんだり、もしくは切れた電線は危険なので、触れずに電力会社に連絡する。
- 電気設備の被害確認、火花、切れたりほつれたりした電線、絶縁体の焦げた臭いなどを探す。
 - 安全を確認の上、電気の主電源をオフにする。
- 水道を止める。
- ガス漏れを感じたら、窓を開けてすぐに建物を離れる。経験があればガスの元栓を閉め、直ちにガス会社に連絡する。

3 被害状況の記録と報告

- 被害を受けた場所の記録と調査は、建造物内の安全を確保した後に行う。
- 現状記録を終えるまで、美術工芸品等は動かさない。
- 現状記録には、デジタルカメラ、ビデオカメラ等を使用する。被害をはっきりと記録する。
 - また、可能であれば写真とともに録音レコーダーなどを用いて、音声で記録する。
 - (音声と映像の両方が同時に記録できるビデオカメラが有効である。)
- 速やかに地元市町村教育委員会文化財担当課又は岡山県教育庁文化財課に、文化財の被害状況を報告する。報告に当たっては、できるだけ別紙の様式を用いるほか、まず電話等で概要を報告する。

※岡山県への報告先 : 教育庁文化財課

電話 086 (226) 7601 FAX 086 (224) 5591

4 被災文化財の保全

(1) 建造物

- 建造物の破損箇所は、ブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損・焼損・水損した部材についても、散逸しないよう保全措置を講じる。
- 指定文化財の場合、破損・焼損・水損した部材であっても、地元市町村教育委員会文化財担当課または岡山県教育庁文化財課の指示があるまで、移動や処分を行わない。

(2) 建造物以外の有形文化財

①転倒、落下等によって損傷した場合

損傷状況を写真等で記録した上で、破片等を慎重にもれなく集めて、袋や箱などの容器に個別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部が入っていることを明記しておく。

②火によって損傷した場合

素材が非常にもろくなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取り扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤・汚れなどを清掃することは避けるべきである。

③水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取り扱いに便利な場所に移動する。その後はカビの発生に注意しながら、低温の環境を保つ必要がある。

※水に触れた指定文化財以外の文化財（建造物以外の有形文化財）の種類別の応急措置については、参考資料1を参照。

5 復旧に向けて

文化財所有者・管理者等は、被災した指定文化財の復旧のため、以下の対応を行う。

(1) 復旧計画の策定

文化財保護法、岡山県文化財保護条例で定められた滅失、き損等の届出をする。その後、地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等の指導・助言を受けて、被災した指定文化財の復旧計画を策定する。

(2) 補助事業の活用

被災した指定文化財の復旧に際して、必要に応じて地元市町村教育委員会文化財担当課、岡山県教育庁文化財課等と協議し、補助事業の申請を行う。

(3) 復旧事業の実施

地元市町村教育委員会文化財担当課，岡山県教育庁文化財課等の指導・助言を受けて，被災した指定文化財の復旧作業を行う。

参 考 资 料 编

参考資料 1

水で濡れた文化財（建造物以外の有形文化財）の 種類別の応急措置

（『文化財防災ウィール』を参考）

次の応急措置は、水に濡れた文化財一般に対する応急措置です。指定文化財の場合は、必ず事前に地元市町村教育委員会または岡山県教育庁文化財課まで御連絡ください。

1 本

- 洗浄が必要な場合は、本を閉じた状態で手に持って洗浄する。
- 部分的に濡れていたり、湿っている場合は、90度の角度で表紙を開いて本を立たせておく。
- 完全に濡れている場合は、きれいな台に平置きし、本の体積の1/5以下の量の吸い取り紙（キッチンペーパーで可能）を挟んでおき、湿ってきたら替える。
- 本が多すぎて48時間以内に乾燥できない場合は、
 - ①食品保存用のフリーザーパック（商品名：ジップロックなど）に入れるか、フリーザー紙（冷蔵用の高密度ポリエチレンフィルム）、ワックス紙（「クッキングシート」として販売されている。）で包む。
 - ②頑丈な容器に、本の背を下にして入れる。
 - ③冷凍する（家庭用冷凍庫でも可能）。



キッチンペーパーの例



フリーザーパックの例



ワックス紙（クッキングシート）の例

※冷凍後の処理については、少しずつ解凍し、上記の方法により風通しが良く湿度の低い涼しい場所で自然乾燥させる。

2 紙

- 一枚ごとか数枚ごとにキッチンペーパーなどを挟み、平らにして乾燥させる。湿ってきたら紙を替える。
- 濡れた紙を払げたり、切り離したりしない。
- 多すぎて一度に乾燥できない場合は、次の処置をとる。
 - ①固まりごとか、一枚ごとにフリーザー紙かワックス紙を挟むようにする。
 - ②頑丈な容器に、束になった紙を縦にして入れる（容器の90%くらい）。
 - ③冷凍する（家庭用冷凍庫でも可能）。

※冷凍後の処理については、少しずつ解凍し、上記の方法により風通しが良く湿度の低い

涼しい場所で自然乾燥させる。

※冷凍庫等が使用できず、手近な道具で対応する場合の例

「スクウェルチ・ドライイング法」

1 用意するもの

- ・座布団や衣類用の圧縮袋
- ・掃除機
- ・水取り紙（新聞紙）

→分量の目安：1回に薄いもので朝刊2日分、厚いもので3～4日分。ただし多すぎと
いうことはない。

- ・新聞紙が本に付着するのを防ぐための不織布

2 作業手順

(1)新聞紙、不織布を本のサイズに合わせて切る。

（本の縦は上下1cm程度長めに、横は一部重なるように）

(2)新聞紙の上に不織布、本の順に置く。

(3)不織布で本を巻く。

(4)さらに新聞紙で巻く。

※新聞紙の重なりによってできる段差が本と本を重ねた面に当たらないように注意する。

(5)新聞紙にくるんだ本を圧縮袋に入れ、チャックを閉じる。

(6)圧縮袋の取り扱い説明に従い、掃除機のノズルをセットする。

(7)掃除機のスイッチを入れ吸引する。

(8)吸引により袋が内容物に張り付いたら、掃除機のスイッチを切らずに、ノズルを引き抜く（1回目のパッキング終了）。

3 注意事項

- ・2回目のパッキングからは不織布を替える必要はなく、新聞紙のみ取り替える。
- ・新聞紙を替えるタイミングは、最初のころは1～2日おきが望ましい。乾いていくに従って、水分吸収により長い時間がかかるので3～4日と時間を延ばしていく。
- ・乾くまでの目安は、朝刊1日分の新聞紙を使用した場合約1ヶ月、新聞紙を13回～18回ほど取り替える。
- ・根気よく本が完全に乾くまで、パッキングを続ける。



スクウェルチ・ドライイング法

〈参考〉

小野寺裕子ほか「津波等で被災した文書等の救済法としてのスクウェルチ・ドライイング法の検討」『保存科学』No.51, 2012年

3 染織品

- 重い織物は十分な人の支えにより運ぶこと。
- 濡れてもろくなった布を広げない。濡れた織物を積み重ねない。
- 汚れを洗い流してよくすすぎ、きれいなタオルやコットンで水を吸い取る。
- 湿った織物を元の型に戻すために、型を整える。
- 室内でエアコンや扇風機を使い織物を乾燥させる。
- 48時間以内に織物を乾かすことができなければ、染料が落ちるのを避けるため、フリーザー紙やワックス紙で一点ずつ覆う。そして平らに置いて凍らせる。
※衣服は専門家に相談する。

4 家具

(1) 木製品（家具や漆器）

- 表面を優しく洗い流すか拭き取って、きれいにする。吸い取り紙で余分な水分を除き、ゆっくり自然乾燥させる。
- 彩色部分が剥落しそうな時は、汚れなどを拭き取らず、ゆっくり乾燥させる。
- 化粧張り板はシートをかぶせ、重しをする。
- 仕上がり時には白い汚れが現れるが、これは即座に手当てする必要はない。

(2) 革張りをした家具

- 泥を洗い流す。
- クッションを取り、シートや他の分かれる部分を取り外す。
- 革張りしたものをシーツやタオルなどの布で包み、湿っぽい時は布を取り替える。
- 木の部分を乾かし、ゆっくり自然乾燥させる。

5 陶磁器

- 陶磁器のタイプを見分け、乾燥させる手順を修復の専門家に相談する。
- 陶磁器が割れてひびがはいっていたり、鋳物質の付着物や古い修復箇所があれば、手当てができるようになるまで清潔で透明なポリエチレンのバック（フリーザーバック）に入れておく。

6 石製品

- 石製品の表面がつるつるしていたら、やさしく拭き取って、自然乾燥させる。
- 石製品の表面がざらざらしていたり、塗装されていたら拭き取らない。きれいなタオルの上で自然乾燥させる。

7 金属製品

- 手袋をはめて扱う。
- 汚れをスポンジで洗い流すか拭き取って、自然乾燥させる。
- 塗装されていたら拭かないで、自然乾燥させる。剥離した表面は水平に保つようにする。

8 有機素材

(1) 皮革

- きれいな水ですすぐか、汚れを拭き取る。
- 余分な水を除くために、水を切り、紙で吸い取る。
- 形を保つために、タオル地や印刷されていない紙を使って詰め物をする。
- 自然乾燥させる。皮をやわらかくするために、毛皮を乾かしている間なめすようにする。

(2) 骨・貝・象牙

- 水ですすぐ。
- 水を切り、紙で吸い取る。
- 吸い取り紙の上で、ゆっくり自然乾燥させる。

参考資料2

文化財（美術工芸品等）の 防災に関する手引（抄録）

〈平成9年6月 文化庁文化財保護部発行〉

第1章 文化財を災害から守る基本的な考え方

阪神・淡路大震災が文化財に及ぼした被害は、周知のように予想をはるかに越えるものであった。しかし同時に、この震災の経験を通して、文化財を災害からいかにして守るべきか、どのようにすれば被害を最小限に留められるのか、など貴重な情報を得るとともに、今後必要な対策について被災地の関係者と共に学んだ。

震災後に実施した被災地の調査、被災した博物館施設による諸報告、及び過去の災害に関する研究等を総括的に検討すると、文化財の被害の要因は概ね以下のとおりに分類することができる。

- (1) 移動・転倒・落下等による被害
- (2) 火による被害
- (3) 水による被害

このような被害には、収蔵設備や展示設備の不備等に起因する被害を含んでいることも念頭に置いた上で、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を確立することが必要である。なお、博物館施設や設備に関しては前記の施設指針を参照されたい。

地震等の災害から文化財を守るためには、日常的に所有者、あるいは博物館施設がそれぞれの立場において、防災に対する十分な認識を確立することが肝要であり、より現実的かつ具体的な対策を講じることが求められる。その際には、関係の専門家等の協力と支援とが不可欠であることは言うまでもない。

文化財の防災に関しては、次に掲げる3つの視点からの対策を確立することが急務である。

-
- 1. 収蔵・保管に当たっての災害対策の確立
 - 2. 公開・展示に当たっての災害対策の確立
 - 3. 災害発生時における緊急保存措置等に関する対策の確立
-

個人所有者、社寺、博物館施設等にあつては、後掲の第2、3、4章に示されている対策を基本として、それぞれの実状に即して具体的な対策を講じることが必要である。

第2章 収蔵・保管に当たっての災害対策

文化財の収蔵・保管のあり方は、所有者・施設等によってそれぞれの方法は必ずしも一律ではなく、文化財の材質や形状等によっても異なる。

従って、安全策を確保するには、収蔵・保管の形態や個々の文化財の材質や形状等を考慮して具体的な対策を検討するとともに、関係分野の専門家と協議して適切な対応を行う必要がある。

また文化財の保存環境や防火・防犯等の状況を考慮すると、その収蔵・保管の様態は概ね次のように分類される。

- (1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合
 - ア 寺院、神社等の収蔵庫等での収蔵・保管
 - イ 博物館施設の収蔵庫での収蔵・保管
- (2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合
- (3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合
- (4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

これらの場合の収蔵・保管上の保留事項は、それぞれ以下の通りである。

(1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合

- ① 収蔵・保管施設は、建設地及び周辺環境等を考慮し、防火・防犯設備はもとより、耐震・免震性等を確保した構造であるものが望ましい。
- ② これらの施設は、収蔵する文化財を適正に保管できる床面積を確保することが望ましい。
- ③ 出入口の扉の周辺には、転倒するおそれのある文化財や器物等を置くことは避ける必要がある。
- ④ 停電した場合には、点検や復旧作業が極めて困難となるので、収蔵庫の前室や庫内に懐中電灯等の非常用照明器具を常備しておくことが必要である。
- ⑤ 丈の高い仏像や比較的大きな光背、あるいは近代彫刻等には、可能な限り養生を施して横たえる、支持具を設けるなどの対策が有効である。
- ⑥ 仏像の台座は、心棒が上下に貫通した本格的な蓮華座の免震性が高いことを参考にして、安全性の高い構造にすることが望ましい。また、台座各段が小さなダボでつながったものは、はずれやすく、像が転倒したり、飛び出したりすることが多いので、これを防ぐ処置が必要である。
- ⑦ 収納棚を設置する場合は、奥行きのある木製の棚が望ましい。また、棚の移動・転倒防止策を講じる必要がある。
- ⑧ 棚からの落下を防止するため、安全性・使い易さ等を考慮したストッパー等を設ける必要が

ある。

- ⑨ 木製の保存箱に文化財を収納して保管することは有効である。特に陶磁器・ガラス製品等の破損しやすいものは、保存箱に緩衝材で包んで収納するとともに、収納棚の低層部で保管するなどの配慮が必要である。
- ⑩ 保存箱を積み重ねることは避ける必要がある。また、考古資料を収納する整理箱を積み重ねる場合には、重心を低く保つ必要がある。
- ⑪ タンスやマップケースは、移動・転倒のないよう配慮するとともに、引出しが飛び出さないように常に施錠しておく必要がある。
- ⑫ 近代絵画等の額装品を収蔵・保管する場合には、移動ラック、ワイヤーの繋ぎ部分等の安全性を十分に確保する必要がある。Sカンを使用する場合には、形状・強度・取扱い上の安全性を十分に検討して選定する必要がある。
- ⑬ 民俗文化財等を収蔵パネル等に懸けたり、吊るして収蔵・保管する場合は、収蔵パネルが転倒しないように固定するとともに、資料の落下防止のため固く縛りつけるなどの対応が必要である。
- ⑭ 大型の民俗文化財や厨子等を梱包せずに保管する場合には、移動・転倒防止策として支持具等で固定することが有効である。

(2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合

堂塔・社殿に安置されている仏像・神像等、礼拝の対象で嚴重な保護対策を講じることが困難なものについては、専門家と協議して支持具を設けることや立像の足柄等あしほぞを検討し、転倒防止の対策を講じることが望ましい。

なお、建物内では燈明や線香などの火気を使用することが多いので、不燃材を敷くなどの防火対策が必要である。また、夜間無人となることもあるので、日常的な防犯体制を確保しておく必要がある。

(3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合

- ① 梵鐘は、鐘楼自体の構造的強度を確保するとともに、落下防止のため鐘を吊り下げる金具の安全確保と強化を図ることが望ましい。
- ② 燈籠や石塔、あるいはパブリック・アート等の、屋外に設置された文化財は、転倒による損傷を防止するため、周辺に空間を設けるなどの整備措置を講じることが望ましい。

(4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

所有者の居宅等で収蔵・保管するに際しての災害対策は、博物館施設・社寺の場合と同様であるが、特に保存箱に収納し、災害発生時に備えて、文化財の名称を明記しておく必要がある。

なお、所有者の意向に基づき、最寄りの博物館施設に寄託して保管することも望ましい方法である。

第3章 公開・展示に当たっての災害対策

近年、国民の文化財に対する関心の高まりもあって、博物館施設で文化財の公開活用が促進されている。このような施設においては、公開・展示される文化財を震災等から守るとともに、開館中の災害発生による人的被害を防ぐために、日頃からその対応について検討を進め、適切な措置を講じておく必要がある。

公開・展示は、文化財の置かれた状況や、その材質、構造等に応じて、展示ケースでの展示と、ケースを用いない、いわゆる「露出展示」が行われている。阪神・淡路大震災においても展示中の被害が多く、展示に当たっての具体的な対策とともに、ケースを含めた総合的な防災対策が必要であり、例えば、免震装置の導入等を検討する必要がある。

公開・展示に適したケースの選定、ガラスに関する対策、ケースの構造的な問題等の基本的事項については施設指針で言及したが、ここでは被災地の博物館施設の学芸員等あるいは保存科学の専門家等からの報告内容等を分析した結果を踏まえ、その基本的な対策について言及する。

1 展示ケースの構造に関する留意事項

展示ケースには、固定ケースと可動ケースの二種があり、展示品の形状・構造等を考慮して適切なケースを用いる必要がある。

展示ケースの災害対策については、以下の基本的な事項について留意する必要がある。

- ① ケースのガラスは、展示品と観覧者の双方に対する安全性が求められることから、張り合わせガラスの使用、飛散防止フィルムの使用などが有効である。それぞれに経費、機能等の課題があるが、各館の管理・運営の状況等を踏まえて適切に対応することが望まれる。

なお、耐震性や衝撃に対する安全性等を考慮するならば、ガラスの厚さは10ミリ程度を確保することが望ましい。

- ② ケース内天井にルーバーを設置する場合は、留金具を取り付けるなど、震動による落下防止対策を講じる必要がある。
- ③ 可動ケースの場合、地震発生時に床面を移動したために、結果として転倒を免れた事例もあるが、原則としては構造的に重心を低く保って、移動・転倒等に対する安全性を確保することが望ましい。

また、ケースの配置に当たっては、観覧者の安全に十分な配慮をする必要がある。

- ④ 特に奥行きが浅い可動ケースについては、ケース自体のバランスを含めた総合的な転倒防止策を講じるとともに、配置場所についても十分配慮する必要がある。

2 公開・展示に際しての留意事項

博物館施設で公開・展示される文化財は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、民俗文化財、近代の科学技術に関する機械類など幅広く、多種多様であり、その材質・形状なども一様ではない。展示に際しては、必要に応じて、展示台や支持具などを用いるなど、それぞれの展示品に即した適切な展示が求められることは言うまでもない。例えば、額装の近代絵画や彫刻作品等、大型の民俗文化財あるいは機械類等の場合は露出展示されることが多いが、これらはケース内展示とは対応の仕方も自ずから異なってくる。

また、最近、文化財をケース内の床や展示台に固定するワックス等の固着剤の使用が見られるが、例えば、陶磁器、土器等に使用すると、底面に付着して除去できなくなったり、表面を剥離させる危険もある。従って、その使用に際しては、展示品の材質等を念頭に置いた対応が必要である。

さらに、展示室の天井や壁などに取り付けられた照明機器等や空調設備等を点検し、脱落等のないよう安全策を講じる必要がある。

(1) ケース内展示の場合

- ① 転倒によって他の展示品に損傷を与えないため、展示空間を考慮し、個々の展示品との間隔を十分に確保する必要がある。
- ② 展示台を使用して展示を行う場合は、展示台自体の移動を防止するとともに、展示品の材質・形状等を考慮して対応する必要がある。特にガラス板やプラスチック板は、展示品の材質によっては滑ることが多いので、台の床面は摩擦力の大きい素材とすることが望ましい。
なお、上下に展示棚を設置したり、ひな壇式にするなどの展示は、上段の展示品の落下により下段の展示品をも損傷させる危険性が高いので好ましくない。
- ③ 卷子等（絵巻、文書、地図等）を傾斜台に展示する必要がある場合は、台の移動の防止策をとるとともに、傾斜角度を水平角30度以下に抑えるなどの配慮が望まれる。
- ④ 屏風の展示は、ケース内の壁に平らに立てて展示する方法と、屈曲したまま立てて展示する方法の二通りがとられているが、それぞれの場合に応じた屏風留めで固定する必要がある。
- ⑤ 彫刻の立像を展示する場合は、展示空間を確保するとともに、像の足柄等の^{あしほぞ}安全性に留意する必要がある（前掲第2章(1)⑥を参照）。
- ⑥ 工芸品等の支持のためテグスを使用する場合は文化財を傷めないよう、また、テグスの切断の防止を考慮し、その懸け方と結び方を工夫するとともに、テグスを張る方向に対して鋭角に釘を打って固定する必要がある。

また、テグスを有効に使用するためには、展示品の重量を勘案してテグスの太さを選び、展示が長時間に及ぶ場合には定期的に交換する必要がある。

- ⑦ 陶磁器類の壺等の展示に際しては、テグスで固定するだけでなく、鉛玉や砂を入れた布袋を

内底部に置き、重心を下げることが有効である。

- ⑧ 土器等の立体物の展示に際しては、安全性を確保した支持具の使用が有効である。

(2) 露出展示の場合

- ① 適切な展示場所を選定するとともに、特に重量物については周辺の空間を十分に取り、移動や転倒によって観覧者に危険が及ばないようにすることが必要である。
- ② 額装の絵画等を展示するに際しては、次の点に留意する必要がある。
 - ア ピクチャーレールに使用するフックは、落下防止のために固定可能なものを使用する必要がある。
 - イ ワイヤーについては、展示物の重量・形態を十分考慮して、太さや本数を決める必要がある。
 - ウ フックの落下防止対策としては、受けの深いフックを用い、文化財の直上のワイヤーを壁に固定することが有効である。
- ③ 構造・形状等が多種多様な近・現代の立体作品の展示は、観覧者の安全確保と転倒・落下防止の対策を、展示場所や展示台を含めて総合的に検討する必要がある。
- ④ 大型の漁船や民俗文化財及び近代の機械類等の展示に際しては、移動を防止するため支持具等で固定するなどの配慮が必要である。
- ⑤ 民俗文化財等を展示パネルに懸けて展示する場合は、パネルが転倒しないように配慮するとともに、脱落しないよう緊結する必要がある。なお、ケース内に展示する際も同様である。

第4章 災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また文化財の材質・形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても、将来の本格的な保存修理の方針や今後予測される新たな災害への対策等をも視野に入れた柔軟な対応が求められる。

特に各自治体や博物館施設では、文化財が各地域の歴史や文化を物語る貴重な遺産であるという認識のもとに、日頃から所在台帳や写真等を整備するなど、保存の現状を把握しておくことも必要である。

災害発生時には、まず文化財の所在場所や被災の実態を写真・ビデオ・図示等での確かかつ詳細に記録するとともに、その保全に関しては、取扱いや保存の知識のある学芸員等が中心となり、関係団体を含めた幅広い協力によって対応することが望まれる。その際、倒壊したり倒壊の危険性のある建物から、文化財の安全性が確保された他の施設等に一時的に避難して保管することも対応策の一つである。

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応策を決定する必要がある。

なお、火、水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、東京文化財研究所又は奈良文化財研究所に連絡し、助言を求めることが望ましい。

① 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記しておく必要がある。

② 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

③ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取り扱いに便利な場所へ移動する。その後はカビの発生に注意しながら、低温の環境を保つ必要がある。

その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要がある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応が必要である。

④ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

ア 搬出作業を円滑に行うために、日頃から次のような点について留意する必要がある。

a 必要な備品・資材を十分に準備する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについては、地方公共団体や博物館施設に常備しておき、災害発生時には被災地周辺から集中的に投入できるような体制を作っておくことが望ましい。

b 搬出後に適当な一時保管場所を確保する。

イ 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と、搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

ウ 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその現状を記録する。

エ 搬出や一時保管に当たっては、所有者の同意を得るとともに、財産権やプライバシーを損なうことのないよう留意し、当該の地方公共団体等の職員が立ち会って、預り証等を渡す必要がある。

参考資料3-1

文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト

〈文化庁文化財部参事官（建造物担当）作成〉

文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト

このチェックリストは、建造物の防火・防犯対策に関して、所有者が自ら点検を行うことができるよう作成したものです。

文化財の防火・防犯対策は、それぞれの文化財の実情に応じて対策を建てるのが基本であり、ここで掲げている対策が講じられていれば十分というものではありません。

既に対策を講じている場合でも、一度、このチェックリストを用いて自己点検を行うようにしましょう!

また、定期的な自己点検にもご活用ください。

防火対策は十分
ですか!?



防犯対策は十分
ですか!?



チェック1 建造物の特性

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1) 建造物固有の特性				
屋根材料が可燃性である	<input type="checkbox"/> はい	檜皮、こけら、茅など植物性材料	花火や近隣火災からの飛び火による火災	・可燃性の材料は、火の周りが早く、かつ一度着火すると鎮火するまでに時間を要します。そのため、予防策に重点をおいて防火対策をとりましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	瓦、石板、銅板、鉄板など		・同上の対策を参考に対策をとりましょう。また、一部でも可燃性の屋根材料を使っている場合は、同上の対策を検討しておきましょう。
構造が木造（可燃材）である	<input type="checkbox"/> はい	木材など植物性材料	・隣地からの類焼、近隣火災からの飛び火による火災 ・内部からの出火	・木造の場合、火の回りが早いため早期発見に重点をおくことを基本としましょう。特に、外壁が木造の場合は、放火対策を講じることが必要です。また、消防機関が到着するまでの初期消火又は延焼拡大防止対策が重要な対策です。
	<input type="checkbox"/> いいえ	土蔵、石造、煉瓦造、コンクリート造など	内部からの出火	・同上の対策を参考に対策をとりましょう。また、一部でも可燃性の材料を使っている場合は、同上の対策を検討しておきましょう。
2) 敷地について				
建物の周囲に十分な空地がなく、消火活動等が困難な場合	<input type="checkbox"/> はい	敷地一杯に建物が建ち並び、空地がない	・消火活動が困難 ・隣地からの類焼	・敷地に十分な空地がない場合は、消火活動が困難となります。不必要に障害物をおかないようにして、消火活動の際の障害とならないようにしましょう。 ・また、隣地家屋が近い場合は、延焼防止対策を講じ、予防策に重点をおくことを基本とします。
	<input type="checkbox"/> いいえ	公園内や野外博物館等にある		・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。 ・なお、空地がある場合、警戒が充分に行き届かない所があるかもしれません。死角になる場所、時間がないように、警戒体制を見直しておきましょう。

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
3) 建造物がある立地について				
木造が密集した地域にある	<input type="checkbox"/> はい	伝統的建造物群保存地区など保存すべき地区の内部にある	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接からの類焼や飛び火による火災 ・消防活動や避難活動が困難となる可能性が大 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造が密集している地域にある場合は、火災が発生すると面的な火災となり、危険性が高まります。失火しないように予防策とともに、延焼防止対策が重要です。特に重要伝統的建造物群保存地区などは、地域全体として消防力を高めることによって、火災へ対応していく必要があります。重要文化財（建造物）の防火対策を検討する場合は、周辺の道路幅員、公設の消火設備、水利の種類、配置等を考慮に入れましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	木造の建物の密集地ではないが、周囲に建物が建て込んでいる	消防活動や避難活動が困難となる可能性大	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、火災対策に重点をおいて、防災対策を見直しておきましょう。
山間部や島嶼などに位置している	<input type="checkbox"/> はい	周囲に人家等がない	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の早期発見が困難 ・地域の消防力の協力を得ることが困難 ・落雷による火災 	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部や島嶼などにある場合には、火災発生を知らせる受信器の信号を確実に受けられるようにして、早期発見に重点をおく事を基本として連絡体制を確実にしておきましょう。また、地域の協力を得られない場合を想定して、所有者等の管理体制に応じた防火対策とすることを基本とします。
	<input type="checkbox"/> いいえ			<ul style="list-style-type: none"> ・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょう。
4) その他(博物館等に収蔵されている)				
木造の覆屋等、他の建物の内部に収められている	<input type="checkbox"/> はい	<ul style="list-style-type: none"> ・覆屋に収められている神社本殿や本堂等の内部に収められている厨子等 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災被害の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・覆家が木造の場合、重要文化財（建造物）と一体として防火対策をとることを基本とします。
	<input type="checkbox"/> いいえ			
博物館等（非木造建築物）、他の建物に収められている	<input type="checkbox"/> はい	博物館や収蔵庫に収められている場合		<ul style="list-style-type: none"> ・博物館等、収めている建物と一体的な防災対策を検討することを基本とします。
	<input type="checkbox"/> いいえ			

チェック2 活用に関する特性

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1)活用する人の属性				
不特定の人、あるいは多数の人が利用する	<input type="checkbox"/> はい	・参拝者や観光客が多く訪れる施設 ・学校施設や公会堂等		・利用人数を把握し、きめ細やかな対策を検討する必要があります。また、不特定かつ多数の人が利用している状態で火災等の災害が発生したことを想定して、消防署の指導を得ながら避難計画を含めて防火対策を検討しておきましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	・基本的に非公開で、特定の人のみが利用する。		・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょ。う。
2)火気の使用について				
宗教行事等で裸火を使用する	<input type="checkbox"/> はい			・火気使用時の監視体制を強化することを基本としましょ。う。
	<input type="checkbox"/> いいえ			

チェック3 管理体制

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1)通常の管理体制について				
管理者が不在（あるいは少人数）である	<input type="checkbox"/> はい	・常勤している職員等がない。 ・常勤しているが、高齢者のみである等災害時の初動体制が取れない可能性がある	火災等の災害の発見が遅れる。初動体制ができない。	・管理の実態に応じた防火、防犯対策とすることを基本とします。死角となる時間あるいは箇所がある場合は、その状態を適切に把握し、実際の管理体制（人数等）に応じた防火、防犯対策としましょ。う。
	<input type="checkbox"/> いいえ			・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょ。う。
昼間や夜間など、管理体制が異なる	<input type="checkbox"/> はい	夜間には無人（あるいは少人数）になる。		・管理の実態に応じた防火、防犯対策とすることを基本とします。死角となる時間あるいは箇所がある場合は、その状態を適切に把握し、実際の管理体制（人数等）に応じた防火、防犯対策としましょ。う。
	<input type="checkbox"/> いいえ			・同上の対策を参考に、適宜、対策の見直しを行いましょ。う。

チェック4 防火設備

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
1)防火設備の点検について				
定期的な点検を実施している	<input type="checkbox"/> はい			<ul style="list-style-type: none"> 定められている点検（法定点検）に加え、落雷後なども作動しているか確認しておきましょう。 消火栓設備については漏水などしていないか、管路を確認しておきましょう。特に設置してから30年以上経過している場合は、一度、詳細な検査をしておくことをお勧めします。
	<input type="checkbox"/> いいえ			<ul style="list-style-type: none"> 定期的な点検を行い、機能不全、機能停止等が発生した場合は、すぐに改修し、常時作動できるようにしておきましょう。止むを得ず防火設備を停止する場合には、事前に関係者や関係機関に通報し、十分に注意しましょう。

チェック5 建造物内部の収蔵物

項目	チェック	例示	考えられる災害	対応策の例
重要文化財等の美術工芸品を収蔵している	<input type="checkbox"/> はい	・彫刻、襖絵などの絵画等を収めている。		<ul style="list-style-type: none"> 内部に収蔵している美術工芸品の特性を把握した上で、建造物と美術工芸品の双方の保護を基本として防災対策を検討しておきましょう。特に、火災等の災害時に容易に搬出できない場合は、美術工芸品の保護方法も検討しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ			

**これからも「国民のたから」を大切に
守りましょう!!**

文化庁文化財部参事官(建造物担当)

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111(内線2798)

03-6734-2792(直通)

参考資料3-2

美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト

〈文化庁文化財部美術学芸課作成〉

美術工芸品の防火・防犯対策 チェックリスト

このチェックリストは、美術工芸品の防火・防犯対策に関して、所有者が自ら点検を行うことができるよう作成したものです。
文化財の防火・防犯対策は、それぞれの文化財の実情に応じて対策を建てるのが基本であり、ここで掲げている対策が講じられていれば十分というものではありません。
既に対策を講じている場合でも、一度、このチェックリストを用いて自己点検を行うようにしましょう！
また、定期的な自己点検にもご活用ください。

防火対策は十分ですか!?



防犯対策は十分ですか!?



チェック1 保管場所の確認

美術工芸品を保管している場所はどこですか？
保管場所における留意点を確認しましょう！！

保管場所	チェック		留意点
耐火性の建築物（収蔵庫など）に保管している	<input type="checkbox"/>	⇒	保存環境は比較的安全といえますが、人による管理が疎かにならないよう留意しましょう。
非耐火性の建築物（堂塔、社殿など）に保管している	<input type="checkbox"/>	⇒	最近、美術工芸品の盗難が増えています。防火対策だけでなく防犯対策も心がけましょう。
屋外に設置している	<input type="checkbox"/>	⇒	盗難や人為的なき損、災害に注意しましょう。
博物館施設に寄託している	<input type="checkbox"/>	⇒	保管状況等を定期的に確認しましょう。 ※「チェック2」以降については、点検の必要はありません。

チェック2 保管状況の確認

美術工芸品の保管状況を確認していますか？

項目	チェック	留意点
最近、美術工芸品の保管状況を確認した	<input type="checkbox"/> はい	⇒
	<input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 最近、美術工芸品の盗難が増えています。美術工芸品が安全な状態にあるか確認しましょう。
管理台帳（目録・写真）を作成して管理している	<input type="checkbox"/> はい	⇒
	<input type="checkbox"/> いいえ	⇒ 万一、盗難にあった場合、被害にあった美術工芸品を特定できるよう、目録・写真を作成するようにしましょう。

チェック3 防火対策

項目	チェック	考えられる災害	⇒	対応策の例
文化財周辺で火気を使用することが多い	<input type="checkbox"/> はい	失火	⇒	・文化財周辺での火気の使用は原則禁止しましょう。やむを得ず使用する場合は、火気を常時監視できる体制を整えるとともに、火気使用後は確実に消火するようにしましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ			
防火機器または設備などを設置している	<input type="checkbox"/> はい		⇒	・設置している機器、設備が常時動作する状態にあるか点検しましょう。また、必要に応じて防火機器、設備の増設等も検討しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	火災	⇒	<p>・早期に防火機器、設備の設置をお願いします。設置にあたっては、お住まいの教育委員会に相談しましょう（所管消防機関との協議が必要な場合もあります）。</p> <p>（参考）防火機器、設備</p> <p>ア) 通報設備（火災の発生を職員、居住者、拝観者等に知らせる設備） 火災報知器、自動火災報知装置、漏電火災警報機器、無線通信機、専用電話、警鐘、非常ベル、自動式サイレンなど</p> <p>イ) 予防設備 防火扉、避雷設備など</p> <p>ウ) 消火設備 消火器、消火栓、放水銃、ドレンチャー、動力消防ポンプ、貯水槽、防火井戸、取水ますなど</p>
防火及び消火に関する体制を整備している	<input type="checkbox"/> はい		⇒	・消防法では、一定規模以上の建物については、防火管理者、消防計画を定めることとされています。消防署等が行う消防講習会などに積極的に参加しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	迅速な消火活動の阻害	⇒	・日頃から、防火や消火に対する意識を持ち、文化財を管理される人員が少ない場合は、自治会などへの協力依頼も検討しましょう。
定期的な巡回・監視を行っている	<input type="checkbox"/> はい			
	<input type="checkbox"/> いいえ	放火、失火	⇒	・日頃から火元管理を徹底し、定期的に巡回・監視を行ってください。
定期的に消火訓練を行っている	<input type="checkbox"/> はい			
	<input type="checkbox"/> いいえ	迅速な消火活動の阻害	⇒	・火災が発生した場合に迅速・適切な消火活動が行えるよう、文化財防火デー（1月26日）などを利用して、所管消防署等と連携して消火訓練を行いましょう。

チェック4 防犯対策

項目	チェック	考えられる災害	対応策の例
南京錠など簡易な錠だけで施錠している	<input type="checkbox"/> はい	盗難	⇒ ・防犯性能の高いピッキング防止型錠、シリンダー錠、電子錠などへの変更を検討しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ		
出入口、窓等に侵入防止措置を講じている	<input type="checkbox"/> はい		
	<input type="checkbox"/> いいえ	盗難	⇒ ・部外者が出入口、窓から簡単に侵入できないよう、鉄製格子の設置や強化ガラスへの変更、飛散防止フィルムの貼付などを検討しましょう。
外部の人が簡単に文化財に近づくことができる	<input type="checkbox"/> はい	盗難、き損	⇒ ・文化財の周辺に柵などを設けたり、展示ケースなどの設置を検討しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ		
防犯装置を設置している	<input type="checkbox"/> はい	盗難、き損	⇒ ・設置されている機器、設備が常時動作する状態にあるか点検しましょう。また、必要に応じて防犯機器、設備の増設等も検討しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	盗難、き損	⇒ ・人による常時監視などを早急に検討、実施しましょう。また、文化財が保管されている状況を踏まえて、人感センサー、監視カメラ、防犯灯などを複合的に設置することも検討しましょう。
毎日巡回監視を行っている	<input type="checkbox"/> はい	盗難、き損	⇒ ・文化財周辺に監視の死角、盲点がないか確認しましょう。また、早朝・夜間の巡回は人気が少ないため、監視人員を増やすなど特に注意しましょう。
	<input type="checkbox"/> いいえ	盗難、き損	⇒ ・早急に、定期的に監視巡回ができる体制を整備しましょう。 ・警察署に巡回経路に組み入れてもらうよう要請したり、警備会社による警備の導入なども検討しましょう。 ・早朝・夜間の巡回は人気が少ないため、監視人員を増やすなど特に注意しましょう。
参観者について、管理等の対応を行っている	<input type="checkbox"/> はい		
	<input type="checkbox"/> いいえ	盗難、き損	⇒ いたずら等の防止のために、参観者に記帳をしてもらったり、参観者が多い場合は、予約制による入館や入館規制等を行ってください。

**これからも「国民のたから」を大切に
守りましょう!!**

文化庁文化財部美術学芸課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111(内線2887)

03-6734-2887(直通)

参考資料 4 - 1

文化財被害状況報告票（建造物）

報告日： 年 月 日 記入者： _____

文 化 財	名 称：	
	指定区分： 国宝・重文・県指定・国登録・その他()	
所 有 者	名 称：	
	代表者：	担当者：
	電 話：	住 所：
被 害 原 因	(例：地震による建物被害，台風に伴う大雨により土砂流入し建物被害等)	
被 害 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大破 (例：柱が大きく傾く，部分的に崩壊等) ・ 中破 (例：屋根瓦等が破損，部分的に破損等) ・ 小破 (例：壁等に破損が見られる等) 	〈被害箇所の略図〉
応 急 措 置	(例：被害状況の写真撮影済み，破損部分ブルーシートで覆う)	
備 考		

(報告先) 岡山県教育庁文化財課 TEL : 086-226-7601 FAX : 086-224-5591

参考資料 4-2

文化財被害状況報告票（建造物以外の有形文化財）

報告日： 年 月 日 記入者： _____

文化財	名称：	
	指定区分： 国宝・重文・県指定・国登録・その他（ ）	
	種類： 絵画・彫刻・工芸品・書跡・古文書・考古資料・歴史資料・有形民俗文化財	
	大きさ： 最大 高 _____ cm 幅 _____ cm 奥 _____ cm	
所有者	名称：	
	代表者：	担当者：
	電話：	住所：
	(例：地震、台風に伴う大雨により土砂流入等)	
被害原因		
被害状況 (複数回答可)	濡れた・燃えた・割れた・傷がついた	〈破損箇所の略図〉
	汚れた・転倒した・動いた・その他	
	[仏像の場合の破損箇所 ： 胴体・顔・手足・光背・台座]	
被害時の 保管場所	保管施設	本堂・収蔵庫・その他（ ） [構造： 木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他（ ）]
	場所	床上・壇上・ケース内・その他（ ）
現在の保管場所	保管場所：	連絡先：
応急措置	(例：〇〇へ移動し、仮保管している)	
備考		

(報告先) 岡山県教育庁文化財課 TEL：086-226-7601 FAX：086-224-5591

【参考文献】

※下記の文献に依拠してマニュアルを作成しています。

文化庁「美術工芸品の防火、防犯対策の具体的な対応策例」

文化庁「文化財建造物の防火、防犯対策の具体的な対応策例」

半澤重信『文化財の防災計画』（朝倉書店，1997年）

文化財保存修復学会監修『文化財防災ウィール』（1997年）

文化庁文化財保護部『文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引』（平成9年）

徳島県教育委員会『文化財災害対応マニュアル』（平成23年）

京都府・京都市『文化財所有者のための防災対策マニュアル』（平成23年）

文化財所有者のための防災対策マニュアル

平成 25 年 3 月 11 日 発行

岡山県教育庁文化財課編集

地元教育委員会担当課（ ）の連絡先

電話（ ）

岡山県教育庁文化財課の連絡先

電話 086 (226) 7601